

副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、副業・兼業人材の活用による企業の生産性向上と関係人口の創出・拡大を推進するため、予算で定めるところにより、事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、「宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて、企業の生産性向上や経営課題解決のために副業・兼業人材を雇用契約又は業務委託契約等により活用し、当該人材の紹介に係る登録人材紹介事業者に対して要する費用（紹介手数料）を負担した者であること。
- (2) 県等の補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから 3 年以上経過していること。
- (3) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- (4) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (7) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (8) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、副業・兼業とは、プロフェッショナル人材事業を通じたマッチング先企業において、本業以外の業務に就くことをいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額等は、下表のとおりとする。

補助対象経費	副業・兼業人材の紹介に係る登録人材紹介事業者に対する紹介手数料
補助率	2分の1以内
補助上限額	12万円
補助対象期間	原則、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までとする。 (なお、同一の副業・兼業が次年度以降も継続する場合には、最大3年間まで補助対象とすることができる。)

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 副業・兼業人材の履歴書
- (2) 第2条第5号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (3) 第2条第6号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (4) 誓約書（別記様式第4号）

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書（別記様式第6号）及び補助事業の遂行状況を記載した書類

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、補助金精算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
※ 収支決算書には支出したことを証明する書類等を添付すること。
- (3) 副業・兼業人材との業務契約書

（書類の提出部数）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る副業・兼業人材活用促進事業補助金から適用する。